

# 省エネ クイック診断



## 1 省エネクイック診断とは？

省エネの専門家が飲食店・工場・ビル等を訪問し、**エネルギー管理状況の診断**を実施します。設備・機器の**運用改善**や**設備投資の提案**を行うことで、**エネルギーコスト削減**に協力します。

## 2 こんな方におすすめ!!

- 光熱費を下げたい
- 気になる設備(空調など)の省エネアドバイスを受けてみたい
- すぐにできる省エネ取組みを知りたい

## 3 3つのクイックポイント

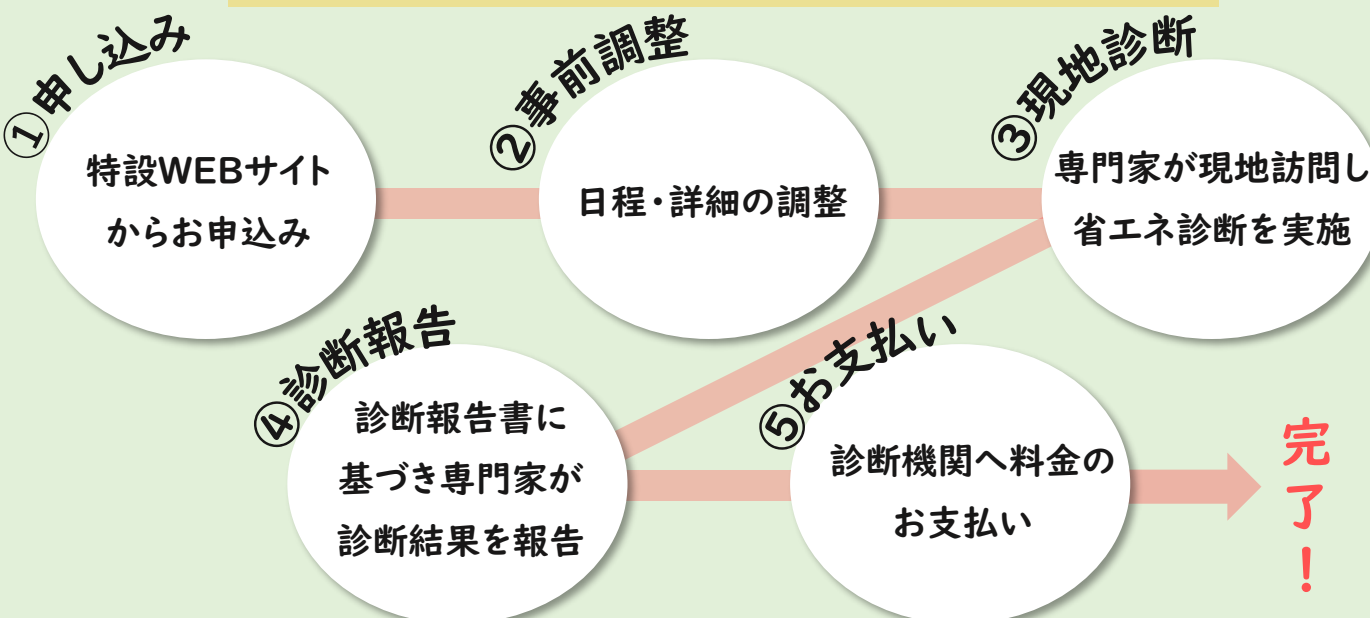
契約から報告会までの期間

**最短1か月**

**短時間**でニーズに応じた診断が可能

**即日実行可能**な運用改善をご提案

## ～簡単5ステップで設備をクイック診断～



# ■ 省エネ診断のメリット

## メリット①

短時間でニーズに応じた診断が可能

- エネルギーコストが気になる設備から短時間で診断可能

※ 1 設備のみの診断も可能です。

## メリット②

費用0円でのコスト削減も可能

- 設備、機器の最適な使い方の提案
- 温度、照度等の設定値の適正化

※ 診断費用はかかりません。

## メリット③

省エネ取組の立案支援

- エネルギー使用量を把握することで、コスト意識の醸成や設備更新の判断材料とすることが可能

# ■ 料金 (税込)

## 省エネ診断コース

## 効果測定コース

(過去に省エネ診断を受診した事業者向け)

### 設備単位プラン

※ 最大2設備まで組合せ可能です

各設備 ¥5,500

各設備 ¥3,850

### まるっとプラン

※ 1プラン、原則3設備となります

¥16,500

¥11,550

対象設備	空調設備	照明設備	ボイラ・給湯器	工業炉	受変電設備	冷凍冷蔵設備	コンプレッサ	生産設備	給排水・排水処理	デマンド
------	------	------	---------	-----	-------	--------	--------	------	----------	------

# ■ 申込について

▶ 申込期限 2025年 1月上旬まで (※)

※ 予算額に達した場合、予定より早く受付を終了する場合があります。

## ▶ 診断を受けられる事業者

以下のいずれかに該当する事業者は、省エネ診断を受診することができます。

- 中小企業基本法に定める中小企業者
- 会社法上の会社に該当せず、前年度もしくは直近1年間のエネルギー使用量(原油換算値)が1,500kI未満の事業所(※)

※ 会社法上の会社以外とは、「社会福祉法人」「医療法人」「学校法人」「特定非営利活動法人(NPO法人)」「協同組合」等をいう。

省エネクイック診断の詳しい情報・お申込みはこちらから!

詳細URL

<https://shoeneshindan.jp/guide/>

ナビダイヤル

0570-099-013 ※IP電話からのお問い合わせ  
042-204-0564



受付時間：10:00~12:00、13:00~17:00(土日祝日を除く)